

令和4年度 第2回江戸川区地域自立支援協議会 議事録要旨

<開催概要>

日 時 令和4年11月10日（木） 午後1時30分～午後2時55分

場 所 グリーンパレス 千歳・芙蓉

出席者 小川会長、戸倉副会長、清水畑委員、須賀委員、高橋（馨）委員、太田委員、清水委員、高橋（映）委員、橋本委員、鈴木委員、松本委員、川島委員、秋元委員、小杉委員、亀田委員、大沼委員、南波委員、杉田委員

- 次 第
- 1 開 会
 - 2 議 事
 - (1) 障害者の理解について
 - (2) 第7期江戸川区障害福祉計画及び第3期江戸川区障害児福祉計画に係る基礎調査について
 - (3) 情報共有・その他
 - 3 閉 会

<議事要旨>

開会時刻 午後1時30分

障害者福祉課長

定刻になりましたので、これより令和4年度第2回江戸川区地域自立支援協議会を開会いたします。終了は午後3時を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

初めに、本日の出欠状況を報告させていただきます。佐野委員、山崎（友）委員、山崎（実）委員につきましては、ご都合により欠席の連絡をいただいております。次に、本日の配付資料につきまして、机上配付させていただいております。議事の途中、資料の不備、不足等、気付きましたらお声掛けいただければと思います。

まず初めに事務局を代表いたしまして、福祉部長および健康部長より一言ごあいさつを申し上げます。よろしくお願いいたします。

—福祉部長挨拶—

—健康部長挨拶—

障害者福祉課長

では、ここからは会長に進行をお願いしたいと存じます。会長、よろしくお願いいたします。

会長

皆さまこんにちは。本日限られた時間内ですけども、有意義な会議にしたいと思いますので、議事進行については皆さまご協力のほどお願いします。

本日の協議会は公開として傍聴者の希望を募っていますが、その点についてご説明お願いいたします。

障害者福祉課計画調整係長

江戸川区ホームページにおいて今回傍聴者の希望を募りましたが、その結果、お申し込みはございませんでした。以上でございます。

会長

ただいま事務局より傍聴者なしの報告がありましたので、このまま次第に沿って進めさせていただきます。

議事1「障害者の理解」につきまして、事務局より説明お願いいたします。

障害者福祉課長

7月の第1回地域自立支援協議会において、今年度の年間取り組みのテーマを「障害者の理解」ということで決定をいただきました。それに基づき、資料1をご説明させていただきます。

今までこの地域自立支援協議会の中でお話しさせていただいておりますが、1番の経緯につきまして、令和3年7月1日に「ともに生きるまちを目指す条例」が施行され、区の最上位の理念条例として、権利擁護などを必要とする主体を対象とした関連条例の整備を進めていくという個別条例の一つとして、障害のある人が自分らしく暮らせるまち条例として、現在準備を進めているところでございます。

2番の権利条例の制定の目的について、ご説明をさせていただきます。こちらは、障害に対する理解を促進し、障害を理由とする差別を解消するための施策について、基本理念を定め、区の責務並びに事業者及び区民等の役割を明らかにすることにより、社会的障壁を取り除き、もって障害の有無によって分け隔てられることなく、だれもが安心して自分らしく暮らせるまちを実現するというような形になっております。

今回、素案ができておりますので、ご説明させていただきます。

障害者福祉課計画調整係長

それでは、資料2をご覧ください。

皆さまから、昨年度の第3回協議会と7月の第1回協議会の2回にわたり、この条例に関するご意見をいただき、ありがとうございました。

では、前文からご説明させていただきます。

この前文では、この条例の最上位条例となります「ともに生きるまちを目指す条例」の理念でもあります、だれもが自分らしく生きていけるまち、こちらの実現に向け、障害のある方もない方も、だれもが安心して自分らしく暮らせるまちを目指すとなっております。

皆さまからいただいたご意見の中には、ともに支える側にも周知や理解が必要だといったご意見がありました。このご意見を反映させる形で、「だれもが地域の一員として、障害に対する正しい理解を深め」という表現を追加させていただきました。

また、いただいたご意見の中で、親の持つ本当の悩みを聞いてもらえるところがあればいいといったご意見もありました。こちらにつきましては、「障害のある人だけでなく、家族等の支援も必要です」という表現を入れさせていただきました。

続きまして、目的については、社会的障壁を取り除き、だれもが安心して自分らしく暮らせるまちを目指していくということを定めております。

続きまして、定義については、条例の用語について、説明しております。皆さまからは、

ケアラーという言葉が気になるといったご意見をいただいております。この条例の中では、日常生活上の世話や援助をする人をケアラーとして定義しており、この障害者の条例だけでなく、高齢者の条例、生活保護を受けている方の条例等についても、ケアラーという文言を使って作成しているため、障害のある方が自分らしく暮らせるまち条例についても、定義をさせていただきました。

続きまして、基本理念について説明させていただきます。

1つ目は、個人としての尊厳が重んじられ、生活を保障される権利を有すること。

2つ目は、地域社会を構成する一員として、さまざまな活動に参加する機会が確保されること。

3つ目は、自己決定が尊重されて、円滑に意思決定支援を受けられること。この意思決定の部分について、分かりやすい情報の提供や選択肢を設けることなども進めていく必要があるとのご意見がありましたので、基本理念の中に盛り込ませていただきました。

4つ目が、権利利益が侵害されないこと。

5つ目が、多様性を認め合えること。

6つ目が、性別、年齢、その方の状態に応じた適切な配慮がなされること。

7つ目が、意思疎通のための手段や選択の機会が確保されていること。

8つ目が、ケアラーが孤立しないように、適切な配慮がなされること。

9つ目が、全部を包含する形で、自分らしく暮らせるまちの推進ということで、基本理念を9つでまとめております。

続きまして、区の責務、施策の推進、事業者の役割、そして区民等の役割をそれぞれ定めましております。

今後につきましては、他の条例と同様にパブリックコメントを予定しております。パブリックコメントができる状況になりましたら、委員の皆さまに連絡させていただき、ご意見をいただきたいと考えております。

条例の策定経過についての説明は以上になります。

障害者福祉課長

引き続き、この条例の部分についてご説明をさせていただきます。

この条例は、障害の有無にかかわらず、だれもが安心して自分らしく暮らせるまちの実現ということを目指しており、それぞれの責務を明文化させていただいております。

区は、理解の促進を図り、総合的かつ計画的に施策を遂行することが義務づけられていること、区民等及び事業者は、障害及び障害のある人の理解を深めるとともに、区の施策に協力するよう努めるというところを条文の中に入れさせていただいております。

差別解消、合理的配慮、手話などを代表とします意思疎通支援というのは、法律で定められていますが、区の理念条例ではさらに一步踏み込ませていただいて、皆さまのご意見を入れさせていただいた中で、いわゆる障害がある当事者の意見を尊重するだけではなく、適切に自己決定できるように周りの方たちも支援していこうという意思決定支援と、支援者支援、いわゆるケアラーの方を障害のある方を支える家族等を想定した支援という視点として盛り込んでいるのが特徴でございます。

今年度の協議会のテーマである「障害者の理解」の視点で、理念に基づいた各立場での役割を定めさせていただいているところでもありますので、こういった定義をさせていただいたということについて、皆さまのご意見を今日伺えればと思っております。

説明は以上でございます。

会長

それでは、順次マイクを回させていただきます。先ほどお話があったように、障害者の権利条例にある、区民等、事業者の役割についてどのように思われたかをお話ししていただきたいと思います。

時間的な制限もございますので、お一人1～2分程度でお話しいただければと思っております。

それではよろしくお願いたします。

委員

条例について、素晴らしいものだなと思っていまして、この素案で、定義など簡単にまとめるというのはすごく難しいところを簡単にまとめていただいたので感謝しております。

委員

先ほどもケアラーという言葉が出ましたが、今、ケアラーという言葉がいろんなところで使われると思います。障害により援助を必要とする親族、病人、その他の身近な人に対して介護、看護、日常生活上の世話、その他の援助を提供する者、特に今言われているのがヤングケアラーという形で、すごく若い方、中学生であったり高校生であったりする方がいろんな形で頑張られているという話を聞きますので、こういう形、特に障害を持っている方ではなく、その人たちを援助するという形はよかったのではないのかなと思えました。

委員

ケアラーという表現が、ちょっと違和感があり、社会通念上でケアラーというのはいろんな意味があったり、ヤングとセットで使われていたりというところで、そこで本来の意味と違った形で取られる可能性があるということ、また、今後この言葉がどういうふうに使われるかということも踏まえると、違う表現がないのかなとちょっと気になったところではあります。

社会的障壁を取り除き、障害のある方のためにやっていくときに、最近よく言われる言葉で「よかれの落とし穴」といいますが、やっぱりその当事者のニーズが反映していないと、結果的には当事者のためになっていないということが少なくないのが現状かなと思います。

委員

最近ではデイサービスが利用できるようになり、いろいろと子どもたちが外に出ていく、そういう機会が多くなってきたかなと感じています。地域の方などと一緒にいろんなことを学べる機会が増えていくと、それだけ子どもたちは伸びていくのかなと思います。ですから、こういう条例が本当に浸透していくといいかなと思います。

区民の方がこの条例自体をどうやって知っていくのか、多くの障害のない方々にこういった条例があるということを知っていただいて、その中でそれぞれが役割を果たしていくことが必要なのかなと思います。

委員

先日、学校行事を行いました。子どもたちを分け隔てなく一緒に交流、協働していく

ことが大切だということを改めて感じました。

この条例が、本当に分け隔てなくみんなと一緒に暮らせる、そういう社会をつくる一つの礎になればいいなと思っています。

委員

本当に簡潔によくできていて分かりやすい。SDGsに取り組んでいる会社が結構多くて、その中の一環として、やっぱり障害者向けのいろんなことに取り組んでいる会社も増えていますが、まだまだ少ないので、これをぜひとも組織の中で周知させていただいて、事業者の役割が、皆さん理解が進むように頑張っていきたいと思います。

委員

障害者に対する合理的配慮など、こういった条例があるということで意識をしていただければ、現場で障害者に対する理解が深まるかなと考えております。

委員

この条例をどう促進していくとか、伝えていくかというのが、条例を作った後に必要な行動になってくると思いました。

この内容に関しては、素晴らしいものだと思います。

委員

前文や目的には、障害の有無に関わらずとか、社会的障壁を取り除くとか、分け隔てられることなくというのはそのとおりだが、江戸川区2100年を目指していろんな取り組みをされているという中では、急激な人口減少があって、誰かが支援する側、誰かがされる側みたいなことはもう難しく、誰もがいろんな場面で役割を掛け持つことになると思う。

あと、障害のある方も自分らしく暮らせるという言葉を生かすのであれば、より障害のある方たちのことに踏み込むというか、障害のある方たちの役割が見えてこないと思っていて、どうしても障害のある方たちはやっぱり支援を受ける側という、何か分け隔てられることになる感じがちょっと感覚的には持ちました。

委員

この条例と第7期障害福祉計画との関連性はどうなるのでしょうか。

障害者福祉課計画調整係長

ご質問いただいたとおり、この条例に定めた事項を、第7期障害福祉計画の中に盛り込む形で策定していくことを考えております。また、国の基本指針を踏まえて、さらに、区としては独自性の中で表現していけたらと考えております。

委員

障害の「害」について平仮名とかいろんな使い方が出ていると思いますが、条例を作るにあたって、例えばそういうことに対して内部で話し合いがされたというのはありますか。

障害者福祉課計画調整係長

江戸川区は、障害の「害」の字について、さまざまな表現がございますが、現在のところ

ろ、こちらの資料で書いてあります障害の表現が、今は一般的に用いている状況でございます。

委員

前文の「社会における様々な障壁によって作り出されているのであって」という言葉が少し硬いかなというか、素直に「作り出されています」にして、その下にある「このような状況を変えていくためには誰もが地域の一員として障害に対する正しい理解を深めていかななくてはなりません」にした方が流れとしてはいいのかなと感じました。

基本理念の「障害のある人が自分らしく暮らせるまちの推進は」となっていますが、区の責務では「区は、前条の基本理念にのっとり、障害のある人が安心して暮らせるまちの実現」となっています。趣旨が同じであれば同じ言葉を使った方がいいと思いました。

委員

私が感じていることは、多くの差別は知らないことによって起きてくるという、そういうことが何十年もやっていて一番大きく学んだことかなという思いがあります。

なので、こういう条例を作って、いろいろな方に知ってもらおう機会があってほしいと思っています。

委員

それぞれの立場に配慮されており、改めてその役割をかみしめていかなければと思っております。

この条例が地域共生社会の実現が推進されるよう広く周知されることを望んでおります。

委員

自分で思ったことを自分で決めていくというのは、とても難しいと思います。この条例が、小さいお子さんでも分かるような言葉で区民の皆さんに出していただければ、かわいいイラストで出していただけると、皆さんが理解をするというよりは、こういう子もいるんだなというところで思っていたいただければ、何となく優しい江戸川区になるのかなと思っています。

委員

障害の重度化とか高齢化が進み、高齢の親と暮らす障害者が増えてきていて、親の介護の負担が深刻化していますが、それでも頑張っている方が多いようです。

この条例でだれもが安心して暮らせるまちになることを願っております。

委員

前文に「障害のある人だけでなく、家族等の支援も必要です」とあるが、どのような支援が必要なのかを付け加えていただけたら、もっと理解が進むのではないかと思います。それによって、だれもが安心して自分らしく暮らせるまちというのを家族も含めて、支援している家族も含めて目指していただけるのかなと思いました。

委員

条例の文字面を見ると、本当に素晴らしいことを書いているが、果たしてこれを見た方

は、本当に理解されるのかと誤ってしまいました。

障害者自身が今こういう状況に置かれているということを十分に江戸川区も把握した上で始めないと、文字面できれいに書いて権利条例ができましたというのではなく、そこに至るまでのプロセスも重要であると思いました。

副会長

定義の「障害のある人」ですが、身体障害、知的障害、精神障害というのは具体的に記載されているが、難病患者や医療的ケア児などを加えてもいいのかなと思いました。

施策の推進について、当事者を入れて広く意見を聞くという文言を入れた方がいいのかなと思いました。

会長

貴重なご意見ありがとうございます。

私も皆さま方のご意見を聞いて、条例自体は本当にいろいろ分かりやすく、簡潔にまとめてあると思いますし、冒頭にお話ししたように、今までの地域自立支援協議会で出た意見とか思いを盛り込んだ内容になっているのかなと思います。

ただ、それでもやはり、皆さま方の意見がありましたように、一つ一つの文言が、見る人が違えばやっぱり重みも違いますし、感じ方も違うのかなと、そういったことやはり織り込んで作っていかなくてはいけないと思っております。

この条例は、簡潔にまとめてすごく素晴らしいと思いますが、その先の「何をしたいか」「もう少し詳しい内容が欲しい」という部分は、その先にやはり明確にしておく必要があるのかなと個人的には思いました。

それでは、次回も障害者の理解をテーマに皆さまからご意見を頂きたいと思っております。

それでは次の議事に移りたいと思います。

議事の2、第7期江戸川区障害福祉計画及び第3期江戸川区障害児福祉計画に係る基礎調査の実施について、事務局からご説明をお願いいたします。

計画調整係担当

それでは資料3をご覧ください。

第7期江戸川区障害福祉計画及び第3期江戸川区障害児福祉計画に係る基礎調査（アンケート調査）の実施について、説明させていただきます。

1の目的ですが、令和6年度から令和8年度までを計画期間とする第7期江戸川区障害福祉計画、第3期江戸川区障害児福祉計画の策定にあたり、障害当事者の生活ニーズや障害福祉サービス等に対する意見や意向等を把握するために、基礎調査を行っております。

2の調査対象及び調査期間でございますが、無作為に抽出しました身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳などを対象に1,337名と、医療的ケア者・医療的ケア児を全数抽出した163名、合計1,500名を対象に資料のとおり調査期間で行っております。

3番、調査方法ですが、対象者へ調査票を郵送して、返信用封筒にて回収した調査票を集計・分析した結果、報告書を作成いたします。この結果につきましては今年度末に区のホームページで公表させていただきます。

4番、調査票ですが、①の障害児・障害者については、本人や介護者の状況、サービスの利用、災害時の対応などについて39問、②の医療的ケア児・医療的ケア者については、

同様の内容で23問ございます。

5の委託事業者ですが、株式会社サーベイリサーチセンターという事業者に委託しております。前回、3年前の基礎調査でもお願いした事業者になっております。

なお、次回の協議会で基礎調査の結果報告をさせていただきます。

説明は以上になります。

会長

この件につきまして、何かご質問等ございましたらお願いいたします。

委員

調査対象者の障害児・者の1,337名となっておりますが、障害別の内訳はわかりますか。

障害者福祉課計画調整係担当

1,337名の内訳ですが、身体障害者手帳所持者が600名、愛の手帳所持者の方が200名、精神障害者保健福祉手帳が250名、難病手当受給者が100名、児童通所受給者の保持者が100名、重症心身障害児・者が87名、合計1,337名となっております。また、医療的ケア児については106名、医療的ケア者について57名、合計163名となっております。

委員

区内にいる障害者と大体同じ割合で選んでいるということで理解してよろしいでしょうか。

障害者福祉課計画調整係担当

おっしゃるとおりでございます。

会長

その他、何かご質問ございますか。よろしいでしょうか。

それでは次の議事に入りたいと思います。

続きまして、議事の3情報共有・その他につきまして、事務局からご説明お願いいたします。

障害者福祉課長

チラシを配付させていただいております。障害者就労支援フェアについて、担当から直接説明をさせていただきます。よろしく申し上げます。

委員

今年12月14日にタワーホール船堀1・2階で障害者就労支援フェアを行います。去年もコロナの2年目で、その状況の中でも障害者就労支援フェアを船堀で行いました。来場される方をしっかり特定しながら、感染対策を講じて、今回は主に保護者等に参加いただくような形で実施を予定しています。

福祉説明会・事業説明会では、障害者福祉課から福祉制度や福祉サービスに関わる全般的な話をお願いしています。また、「みんなの就労センター」の紹介やひきこもりに関しての説明も予定しています。

障害者福祉課長

続きまして、いのち見守り隊（ゲートキーパー）養成講座の基本編について、健康部副参事より説明をさせていただきます。

健康部副参事

私からは、机上に配付させていただいております「ともに支え合うために」というゲートキーパー研修、江戸川区ではいのち見守り隊という愛称で呼んでいるものです。これは、悩みを抱えた方のサインに気付いて、声を掛けて、必要に応じて専門相談機関につなぐ、見守ることのできる人材を育成する講座となっております。

今回、講師には悠々ホルンさんというシンガーソングライターの方をお招きいたしまして、研修を実施させていただきます。皆さんの身近な方、もし、元気がないな、何だかいつもと違うなと気付いたときに、どんなふうに対応されるか。悠々ホルンさん自身の経験を踏まえて、身近な人だからこそできることについてお話をいただけることになってございます。

12月9日14時から16時、総合文化センター研修室、定員は100名となっております。現在、QRコードとお電話で受け付けをさせていただいているところでございます。ぜひお越しいただければと思います。また、ご関心のある方へのお誘いもいただければというふうに思っております。

私からは以上でございます。

障害者福祉課長

では、続きまして、第7回パラスポーツフェスタえどがわ、パラスポーツ推進月間について、パラスポーツ係から説明をさせていただきます。

パラスポーツ係長

江戸川区では、11月1日から12月11日までをパラスポーツ推進月間と称しまして、区内各スポーツ施設で集中的にパラスポーツイベントを開催しております。

そのイベントの集大成としまして、11月19日土曜日13時から、西葛西のスポーツセンターにて、第7回パラスポーツフェスタえどがわを3年ぶりに会場開催で実施いたします。

内容ですが、今年5月にブラジルで開催されましたデフリンピックに出場した区内のアスリート4名の報告会に加えまして、誰でも無料で参加できるパラスポーツ競技体験会を実施いたします。時間は16時30分までになりまして、入退場自由となりますので、もしお時間があれば、一人でも多くの方にご参加いただきたいと思いますので、可能であれば関係者の方々にご周知いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

障害者福祉課長

資料を配付しておりませんが、障害者週間について周知をさせていただきます。

12月3日から12月9日は障害者週間ということで、区としても啓発させていただこうと思っております。内容としましては、グリーンパレス1階の展示スペースにて、障害の啓発活動を実施させていただこうと思っております。

内容としましては、パネル展示や区立さくらの家で作製しました障害理解促進ビデオ「障害ってなんだろう」を上映させていただきます。また、「マスクをつけられません」という

バッジの配布や障害者施設の作品販売を行います。なお、障害者施設の作品販売は12月6日から9日の10時から3時までとなっております。

12月3日から9日は、タワーホール船堀でイエローリボン運動、障害のある人への社会参加を推進していくためのシンボルマークとしてのイエローリボン運動に合わせまして黄色にライトアップをさせていただきます。

併せて、障害者週間に限定していませんが、船堀のシネパルで1月13日から1月26日に『コーダあいのうた』という、聴覚に障害を持たれた方の映画を朝10時から1日1回上映させていただく予定です。耳の不自由な家庭の中で育った少女が、歌の才能を認められたことをきっかけに夢と現実のはざまに葛藤するドラマで、実際に聴覚障害のある俳優さんが出演しているということで非常に注目された映画でございます。心温まるとても素敵な映画ではありますので、ぜひ、もしお時間等ございましたらご覧いただければということでお知らせさせていただきます。

情報共有につきましては以上です。

会長

ただいまの説明につきまして、委員の皆さま方のご質問等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、事務局から他にご連絡等ございますか。

障害者福祉課計画調整係長

事務局から2点ほどご連絡をさせていただきます。

イベント開催のご案内を東京都から預かっておりますので、まず1点目がそちらでございます。

お手元に令和4年度東京都自立支援協議会セミナー「当事者が地域で安心して暮らすために」というチラシを入れさせていただいております。ご覧の日程で、東京都庁第一本庁舎5階の大会議室で行われます。また、当日おいでになれない方につきまして、オンラインで12月22日から令和5年1月4日までの期間で動画配信をするということです。

当日に都庁第一本庁舎にお越しになる方も、また動画配信を希望する方も、事前申し込みが必要ですので、チラシの裏面にセミナー申込書がついておりますので、ご興味のある方はぜひお申し込みをいただければと思います。

2点目でございます。

第3回目の自立支援協議会の日程の件でございます。こちらですが、例年どおり年明け2月に開催をさせていただければと存じます。

具体的な日程としましては、令和5年2月16日木曜日、時間は午後1時半から3時の日程で、会場はグリーンパレス2階の千歳・芙蓉を予定させていただいております。今後のご予定の中に入れていただきまして、ご参加をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

会長

ただ今事務局からご説明がありましたが、次回の協議会の開催についてご予定をお願いいたします。後日事務局より開催通知をお送りいたします。

終了時刻が迫っておりますが、皆さまから何かご連絡事項ございますか。よろしいでし

ようか。

それでは、皆さまのご協力により無事協議会を終了することができました。

以上をもちまして第2回江戸川区地域自立支援協議会を終了いたします。本日はどうもありがとうございました。

閉会時刻 午後2時55分